

# 佐野市最低制限価格制度実施要綱

平成25年3月29日

告示第77号

(趣旨)

**第1条** この告示は、最低制限価格制度（地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする制度をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

**第2条** 最低制限価格制度の対象となる入札（以下「対象入札」という。）は、建設工事並びに次に掲げる業務委託及び製造の請負に係る競争入札のうち、佐野市低入札価格調査制度実施要綱（平成22年佐野市告示第62号）の適用を受ける入札を除いたものとする。

(1) 建設工事に関連する業務委託のうち、次のアからカまでに掲げる業務のいずれかに該当し、かつ、次条第1項第2号アからケまでに掲げる業務ごとに定める費目により予定価格を積算したもの

- ア 測量業務
- イ 建築関係建設コンサルタント業務
- ウ 土木関係建設コンサルタント業務
- エ 地質調査業務
- オ 補償関係コンサルタント業務
- カ その他の業務

(2) 前号の業務委託を除く業務委託及び製造の請負

(最低制限価格の設定)

**第3条** 最低制限価格は、次に各号に掲げる対象入札の区分ごとに当該各号に定める額とする。

(1) 建設工事 予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切捨て）の合計額（その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて

得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額) から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額

ア 直接工事費の額に10分の9.7(建築工事又は設備工事にあつては、10分の9)を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 前条第1号に規定する建設工事に関連する業務委託 予定価格算定の基礎となった次に掲げる額(円未満切捨て)の合計額(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及びその他の業務(積算体系が測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務と同じものに限る。))に係るその額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額、地質調査業務及びその他の業務(積算体系が地質調査業務と同じものに限る。))に係るその額が業務価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額、その額が業務価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額及びその他の業務(積算体系が建設工事と同じものに限る。))に係るその額が業務価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額) から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額

ア 測量業務

(ア) 直接測量費の額

(イ) 測量調査費の額

(ウ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

イ 建築関係建設コンサルタント業務

(ア) 直接人件費の額

(イ) 特別経費の額

(ウ) 技術料等経費の額

(エ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

ウ 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、諸経費によって構成されるものに限る。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

エ 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるものに限る。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費（積上計上）の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

オ 地質調査業務

(ア) 直接調査費の額

(イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

カ 補償関係コンサルタント業務（積算体系が人件費、直接経費、諸経費によって構成されるものに限る。）

(ア) 人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

キ 補償関係コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）その他原価、一般管理費等によって構成されるものに限る。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費（積上計上）の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

ク その他の業務（積算体系が建設工事と同じものに限る。）

(ア) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- (イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (ウ) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (エ) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
  - ケ その他の業務（積算体系がアからキまでのいずれかの業務と同じものに限る。） 該当する業務の積算体系により算出した額
- (3) 前条第2号の業務委託及び製造の請負 業務価格に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額

(入札参加者への周知)

**第4条** 市長は、対象入札に付そうとするときは、一般競争入札にあつては佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第77条第1項の規定による公告に、指名競争入札にあつては同規則第88条第2項の規定による通知にその旨を記載するものとする。

(最低制限価格に満たない価格の入札が行われた場合の措置)

**第5条** 市長は、対象入札の開札において当該入札に係る最低の価格が最低制限価格に満たないときは、当該最低の価格をもって入札をした者を失格とする。

2 前項に規定する場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、その者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(その他)

**第6条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和5年5月1日から施行する。